

平成27事業年度 監事監査報告書

平成28年6月17日

国立研究開発法人情報通信研究機構

監事

仲矢 徹 

監事

(非常勤)

土井 美和子 

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに事業報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

Ⅰ 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱に準拠し、平成27事業年度の監事監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書を閲覧し、業務及び財産の状況等を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」

という。)を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項について「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に準拠して整備、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、研究機構の平成27事業年度に係る業務、財務諸表等及び事業報告書の監査を行いました。

II 監査の結果

1 研究機構の業務が、法令等に従い適正に実施されていたかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたかどうかについての意見

業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていたものと認められます。

2 研究機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。

なお、今後、調達の合理化及び委託研究の管理にも留意して、内部統制システムのさらなる充実を図ることが重要であると考えます。

3 研究機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認められます。

財務諸表等(利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)を除く。)は、研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認められます。

決算報告書は、研究機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められます。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従って研究機構の状況を正しく示しているものと認められます。

Ⅲ 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 法人の長の報酬水準の妥当性及び職員の給与水準の状況

理事長の報酬水準の妥当性及び職員の給与水準の状況について、指摘すべき点は認められませんでした。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

競争性のない随意契約は 112 件と前年より大幅に増加しましたが、平成 25 年 12 月 24 日の閣議決定に基づいて平成 27 年 3 月 30 日に契約事務細則を改正し、随意契約によりことができる事由を明確化したことによるものであり、いずれの契約も改正細則に照らして相当の理由が認められました。

平成 27 年 5 月 25 日の総務大臣決定に基づいて策定した「平成 27 年度調達等合理化計画」については、評価指標とされた取組が、計画に基づいて行われたことが認められました。

研究所等における現場購買(*)について、平成 24、25 両年度に内規に違背して実施された事例があった旨会計検査院に指摘されたことについては、各種の改善措置が講じられたことが認められました。

*) 予定価格が 100 万円を超えない調達について、研究所等の室長等が契約を締結することができる制度

3 保有資産の見直し

年度末の時点で、保有の必要性について見直すべき資産は認められませんでした。

以上